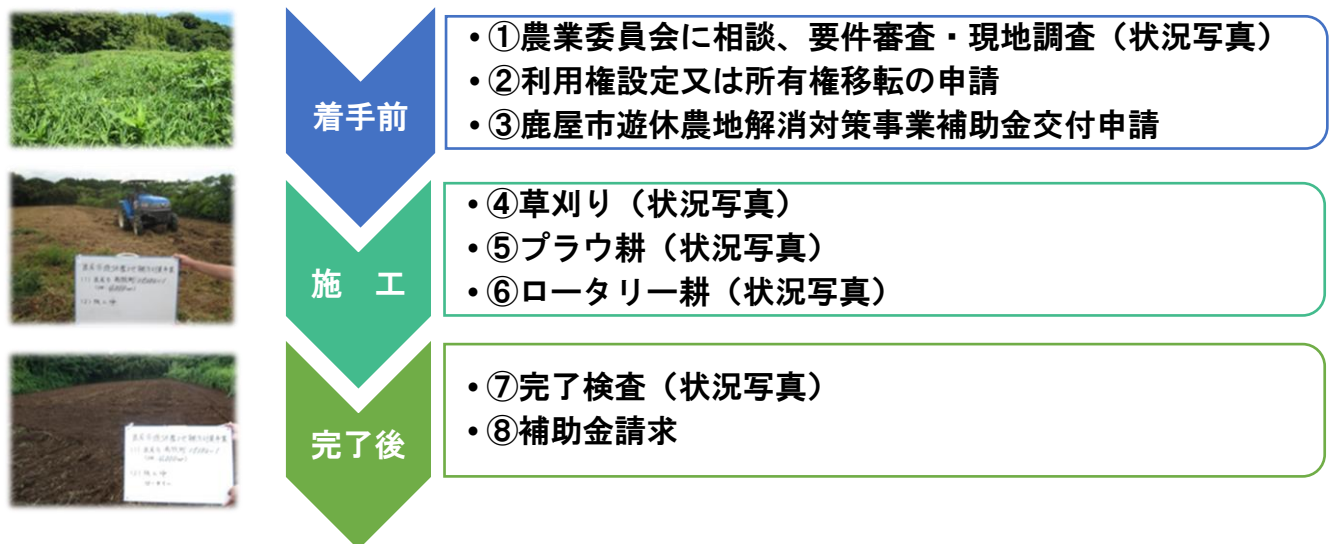


1 概 要

事業名	鹿屋市遊休農地解消対策事業	
目的	農業生産性の向上を図る目的で簡易な遊休農地の解消事業を行う農家に対し、補助金を交付することにより、遊休農地を解消し鹿屋市農業の振興を図る。	
対象地域	市内の農振農用地区域内の遊休農地	
対象者	市内に居住している農家等で、遊休農地を解消するため利用権設定又は所有権移転を行った者	
交付要件	① 遊休農地の地目が田又は畑であること。 ② 農地法に基づく調査の結果、遊休農地と判定された農地で、「除草等を行えば耕作できる農地」又は「重機等を用いて整備すれば耕作できる農地」であること。 ③ 「10 アール以上の遊休農地」又は「自作地と接する遊休農地で自作地と一体で 10 アール以上の農地」であること。 ④ 耕作することを目的に他人から農地法、農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき利用権設定又は所有権移転の申請を行った遊休農地であること。 ⑤ 5 年間継続して対象農地を耕作すること。	
補助対象事業	遊休農地を除草・プラウ耕・ロータリー耕等の農業用機械又は重機等で耕作可能な農地に復元する事業とする。 ※ 自作地と一体的に整備する場合も対象とするが、自作地は交付対象に含まないものとする。	
補助金の額	除草等を行えば耕作できる農地	事業費総額の 1/2 (事業費の限度額：50,000 円/10 アール)
	重機等を用いて整備すれば耕作できる農地	事業費総額の 2/3 (事業費の限度額：300,000 円/10 アール)

2 手続きの流れ



3 問い合わせ先

鹿屋市農業委員会事務局	直通	0994-31-1131
輝北総合支所産業建設課	代表	099-486-1111
串良総合支所産業建設課	直通	0994-63-3114
吾平総合支所産業建設課	直通	0994-58-7257

